令和８年９月１日

次世代育成支援対策・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画書

社会福祉法人　小田原福祉会

全ての職員が健康を守り、家族や自分自身の時間を大切にしながら、安心して長く勤められる環境を作るため、次の行動計画を策定します。

1. 計画期間　令和８年 10 月１日　～　令和 13 年９月 30 日

2. 計画内容

目標１　【育児休業の取得状況に関する目標】

男性管理者は２週間、その他の男性職員は 45 日間の育児休業取得率を 100％とします

【取組】

令和７年度の男性職員の育児休業取得率は 100％ですが、平均で１ヶ月程度と全国の取得日数に比べ低い水準です。また、過去５年間では、部長職級の男性職員が取得できなかったケースもあります。

男性職員の育児参加を積極的に応援するため、管理職は２週間、その他の男性職員は 45 日間の育児休業を必ず取得できる環境を整えます。

目標２　【労働時間に関する目標】

残業の上限時間を 40％削減し、月の平均残業時間の上限を 17.5 時間とします

【取組】

長時間労働は、心身の疲労を蓄積させ、集中力や判断力の低下、ミス・事故の増加、さらには健康障害やメンタル不調につながるおそれがあります。

残業時間を減らすことは、単に働く時間を短くすることではありません。職員一人ひとりの健康を守り、家族や自分自身の時間を大切にしながら、安心して長く働き続けられる職場をつくることにつながります。

目標３　【女性職員の希望や能力に応じて仕事に挑戦し成長できる機会の提供】

女性職員がより責任ある立場で活躍できるよう上級部長職への登用を進めます

上級部長職に女性を１名以上登用する

【取組】

女性が責任ある立場で活躍することは、次世代の女性職員の目標となり、多様な視点を生かしたよりよい組織づくりにつながります。

性別にかかわらず、能力や個性をいかし、仕事と生活を両立しながら自分らしいキャリアを築ける職場づくりを目指します。

以　上